

財務省告示第四百三十六号

省令第三十号（昭和三十七年大蔵
成十七年十月三十一日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。

平成十七年十一月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行価格
利付国庫債券（二十年）（第八十 二回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四条第三 項第五号に規定する簡易生命保 険資金による引受け	額面金額で二百四十九億円	二百四十九億七千九百六十八万 円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成十七年十月三十一日 額面金額百円につき百円三十二

十一
十二

利率
経過
利息
の払
込み

銭
年二パーセント
日本郵政公社
に日本郵政公社
に加入、第一次
に金を額を第十
たに払い込むもの
日に払込みのた
する。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{41}{365}}$$

十三

初期
利息

平成十八年三月二十日
と、十八年三月二十日
金額を支払う。ただし、
が銀行休業日に当たるとき
その翌営業日に支払う。以
次の期日及び第十五号に
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四

第二期
以後
の利息

毎年三月二十日及び九月
を支払期とし、各支払期
て、その日以前六月間に
利子を支払う。

十五

償還
期限

平成三十七年九月二十日
額面金額百円につき百円

十六

元金
支払

日本銀行

十七

払込
期日

平成十七年十月三十一日

十八

払込
期日